

***** ご 案 内（揭示事項）*****

- ① 当病院は、厚生労働大臣が定める基準による(基準看護)を行なっている保険医療機関です。
- ② 当病院は、厚生労働大臣が定める基準による医療安全管理体制・院内感染防止対策・褥創対策実施を行っている保険医療機関です。
- ③ 当病院は、同基準のうち ＊ 入院患者病床数46床 一般病棟 地域一般入院料3 （四国厚生支局へ届出）
（うち10床は、地域包括ケア入院医療管理料4を四国厚生支局へ届出）
- 入院患者に対して ＊病棟では1日に12名以上看護職員が勤務しております。
- なお、時間帯ごとの配置は 朝 9 時 ～ 夕方 17 時までは、看護職員1人当たりの受け持ちは7人以内です。
夕方 17 時 ～ 朝 9 時までは、看護職員1人当たりの受け持ちは23人以内です。
- ☆ 看護・看護補助者・介護スタッフの各人員基準は満たしております。
- ④ 当病院は、看護・給食・寝具設備の基準による基準看護を行う保険医療機関であり、患者様の負担による付き添い看護は認められておりません。
- ⑤ 当病院は、栄養管理体制の基準を満たしており、管理栄養士による管理のもと、適時・適温の給食を実施しております。